

児童相談所の移管に係る検討体制について

児童相談所の特別区への移管に関しては、平成24年以降「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」において、都区で協議を行ってきたが、本年5月の第190回国会において児童福祉法が改正され、特別区において児童相談所を設置できることとなった。

板橋区においても、平成25年12月に「板橋区児童相談所移管に係る検討会」を設置し、検討を重ねてきたところであるが、移管に向けて検討体制を強化し、下記のとおり検討を行う。

記

1 児童福祉法の改正について

平成28年5月27日成立、6月3日公布（別紙1）

2 今後の検討について

検討会のメンバーに財政、資産活用部門等を追加し体制を強化したうえで、具体的な検討を行っていく。

(1) 板橋区児童相談所移管に係る検討会設置要綱（別紙2）

(2) 23区共通検討事項について

- ①児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理
- ②児童相談所の移管に向けた具体化検討の再調整、ロードマップ

(3) その後の検討課題について

- ①施設の在り方について
- ②人材確保・育成について
- ③関係所管課による課題（設置市の事務等）について

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

別紙1

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機能について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目標として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

板橋区児童相談所移管に係る検討会設置要綱

(平成 25 年 12 月 26 日 区長決定)

(改正平成 26 年 4 月 21 日 区長決定)

(改正平成 28 年 6 月 3 日 区長決定)

(設置目的)

第 1 条 児童相談所移管に係る区の方針検討等を行うとともに、庁内の横断的な調整を行うため、板橋区児童相談所移管に係る検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の構成)

第 2 条 検討会は、会長、副会長及び委員により構成することとし、構成員は別表 1 に掲げるところによる。

- 2 会長は副区長とする。会長は検討会を統括し、その意思決定を行うものとする。
- 3 副会長は子ども家庭部長とする。副会長は会長を補佐する。
- 4 前項に掲げるもののほか、会長は必要と認める者を委員に指名することができる。

(会議)

第 3 条 会長は、必要に応じて会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(所掌事項)

第 4 条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童相談所移管に関する調査・研究・調整に関すること。
- (2) 児童相談所設置市の事務移管に関する調査・研究・調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、検討会が特に必要と認める事項

(幹事会)

第 5 条 検討会の円滑な運営を図るため、検討会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、構成員は別表 2 に掲げるところによる。
- 3 幹事長は、幹事の中から子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、検討会に付議する事案について調査及び検討をする。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(組織)

第6条 第4条に掲げる調査・研究・調整等を行うため、検討会の下に検討チームを設けることができる。

(検討チームの構成)

第7条 検討チームは、チームリーダー、サブリーダー及びメンバーをもって構成する。

2 チームリーダーは、検討会において決定された検討課題（以下「検討課題」という。）を所管する検討会委員にある者をもって充てる。

3 サブリーダー、メンバーは、チームリーダーが選任する。

(検討チームの所掌事項)

第8条 検討チームの所掌事項は次のとおりとする。

(1) 検討課題についての具体的な調査・研究に関すること。

(2) 検討会に対する調査・研究結果の報告に関すること。

(3) その他、検討会からの指示に関すること。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

2 検討チームの庶務は、当該検討チームのチームリーダーに充てられた部長の属する部の庶務担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

検討会	会 長	副区長
	副会長	子ども家庭部長
	委 員	政策経営部長
	委 員	技術担当部長
	委 員	総務部長
	委 員	健康生きがい部長
	委 員	保健所長
	委 員	福祉部長
	委 員	教育委員会事務局次長

別表 2 (第 5 条関係)

幹事会	幹事長	子ども家庭部長
	幹 事	政策企画課長
	幹 事	経営改革推進課長
	幹 事	財政課長
	幹 事	資産活用課長
	幹 事	人事課長
	幹 事	健康推進課長
	幹 事	予防対策課長
	幹 事	健康福祉センター所長 (母子担当)
	幹 事	障がい者福祉課長
	幹 事	赤塚福祉事務所長
	幹 事	子ども政策課長
	幹 事	子育て支援施設課長
	幹 事	子ども家庭支援センター所長
	幹 事	教育委員会指導室長
	幹 事	教育支援センター所長